【件名】ACT政府発表:NSW州の感染地域に滞在歴のあるACT住民以外の人のACTへの入境禁止(1月2日正午から)(COVID-19関連)

## 【ポイント】

●1月2日(土)、ACT政府は、同日正午からNSW州の感染地域(Northern Beaches、Greater Sydney、Central Coast 及びWollongong)に滞在歴のあるACT住民以外の人の、ACTへの入境を禁止する旨発表しました。

## 【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。 発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/new-rules-for-non-act-residents-from-covid-19-affected-areas-of-nsw-from-midday-today

- (1)1月2日(土)、ACT政府は、同日正午からNSW州の感染地域(Northern Beaches、Greater Sydney、Central Coast 及びWollongong)に滞在歴のあるACT住民以外の人の、ACTへの入境を禁止する旨発表しました。
- (2)やむを得ない事情により、これらの地域に滞在歴のあるACT住民以外の人がACTに入境する必要がある場合は、少なくとも入境予定の3日前までに、本措置の適用除外申請をする必要があります。適用除外申請のフォームは、本2日正午以降にHPに掲載されるとのことですので、下記からご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/nsw#Non-ACT-residents-who-want-to-visit-the-ACT

(3) これらの地域に滞在歴のあるACT住民については、これまで同様、事前にオンライン申請し、当該感染地域を離れた日から14日間自己隔離することが義務付けられています。オンライン申請は以下から可能です。

https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

- (4) NSW保健局が指定する感染地域は下記リンク先から確認が可能です。
- NSW州保健局HP: <a href="https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates">https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates</a>
- 2 ACT政府は、下記リンク先に、毎日、新型コルナウイルスに関する最新の情報を掲載 しています。上記1のリンク先が変更になる可能性もありますので、最新情報は下記から確 認するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19. homeaffairs. gov. au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト: https://www.health.gov.au/news/health-

alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT (首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete